

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日  
下関市教育委員会教育部生涯学習課

下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館の指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。下関市議会令和 6 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市教育委員会が指定することになります。

## 記

### 1 選定の概要

#### (1)施設の概要

- ①名 称 下関市生涯学習プラザ、下関市立中央図書館
- ②所 在 地 下関市細江町三丁目 1 番 1 号
- ③施設内容 生涯学習施設、図書館

#### (2)指定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

#### (3)指定管理候補者の概要

- ①名 称 公益財団法人 下関市文化振興財団
- ②所在地 下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号
- ③主な業務内容 文化芸術及び生涯学習の振興に寄与する公演、講座及び展示等、活動の支援促進、情報発信、調査研究、拠点施設の管理運営

### 2 選定までの経緯

- 令和 6 年 8 月 16 日 公募により応募団体を募集・受付開始
- 令和 6 年 8 月 30 日 説明会の実施
- 令和 6 年 9 月 17 日 募集・受付の終了

令和6年 9月25日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）の開催

令和6年10月 9日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）から下関市教育委員会が意見書を受理

令和6年10月15日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

(1)応募資格

- ①当該施設の管理運営業務を確実に履行できる能力を有する団体であること。
- ②当該施設の管理運営業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務基盤を有していること。
- ③下関市内に事業所、営業所を有していること。又は設置する予定であること。
- ④次のいずれにも該当していること
  - ア 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。
  - ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員の統制下にある団体でないこと。また、団体内に同条第6項に規定する暴力団員がいないこと。
  - カ 過去2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）
  - キ 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体がアからカ

までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

- a 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
- b 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

⑤インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

⑥現場説明会に参加すること。

## (2) 応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体（公益財団法人下関市文化振興財団）

## 3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、当該団体を指定管理候補者として選定しました。

## 4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）の委員（5人）

【学識経験者】上野 恵美（公立大学法人下関市立大学 准教授）

【経営に関する有識者】石光 孝英

（中国税理士会下関支部長・税理士）

【利用に関する有識者】五十嵐 美紀子（下関市文化協会 会長）

【利用に関する有識者】原田 瑞枝（女声合唱クールソレイユ 代表）

【管理運営に関する有識者】 藤田 信夫

(下関市教育委員会 教育部長)

## 5 選定基準

選定基準は別紙1のとおりとし、委員1人当たり100点満点にて採点する。

各委員の採点数を合計した数値を申込者の点数とし、最低制限基準である250点以上である場合、指定管理候補者の選定に合格するものとする。

## 6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

### (1)採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
97	90	100	98	78	463	92.6

### (2)指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・利用者アンケートを実施し、その結果及びアクセス解析レポート等を活用した運営を行うこと。
- ・災害時での避難場所、障害者雇用等の問題へ対応すること。
- ・SNSの活用や自主事業による利用者増加等へ取り組むこと。

### (3)議事録（要点）

別紙2のとおり

## 7 選定結果

下関市教育委員会は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、公益財団法人下関市文化振興財団を指定管理候補者に選定した。

### (1)選定された団体の主な提案内容

別紙3「提案概要」のとおり

### (2)選定の主な理由

- ①下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため
- ②下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）における審査の結果、指定管理候補者として適当であると答申があったため。

8 提案額

5年間の平均額 150,157,400円

5年間の合計額 750,787,000円